

返金制度別紙

自己の意思により、又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には支払われた紹介手数料について次の割合で計算された金額を求人者へ返還する。

1か月未満で退職した場合	70%に相当する額
3か月未満で退職した場合	50%に相当する額

求人者の都合により短期退職することとなった場合は、紹介手数料の返戻は行われないこととする。